

令和6年5月27日  
(2024年)

業者各位

建設総務課長  
技術管理課長

最低制限価格算定式及び範囲の改正について（通知）

建設工事に係る業務委託の最低制限価格算定式及び範囲について次のとおり改正します。

1 改正後の算定式

業務種別	積算内訳	現 行	改正後
測量業務	諸経費の額	100分の48	100分の50
土木関係の建設コンサルタント業務	一般管理費等の額	100分の48	100分の50
地質調査業務	諸経費の額	100分の48	100分の50
補償関係コンサルタント業務	一般管理費等の額	100分の45	100分の50

※上表以外の業務種別は変更なし

2 設定範囲

業務種別	現 行	改正後
土木関係の建設コンサルタント業務	上限80%	上限81%
建築関係の建設コンサルタント業務	上限80%	上限81%
補償関係コンサルタント業務	上限80%	上限81%

※上表以外の業務種別は変更なし

3 実施時期

令和6年6月1日以降の入札公告案件から適用